

一 東京都認知症対策推進会議 一

認知症医療支援体制検討部会（第3回） 次第

日時 令和2年2月7日（金曜日） 午後7時から

場所 東京都庁第二本庁舎31階南側 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

- (1) 東京都における認知症サポート医のスキルアップ及び活動の促進について
- (2) 東京都における認知症ケアに携わる医療従事者等の人材育成の支援拠点の区市町村支援について
- (3) 東京都における認知症ケアに携わる医療従事者等の人材育成の支援拠点の機能について
- (4) その他

3 閉 会

〔配布資料〕

- (資料1) 認知症医療支援体制検討部会 委員名簿
- (資料2) 認知症対策推進事業実施要綱
- (資料3) 認知症医療支援体制検討部会（第3回） 検討事項及び論点
- (資料4) 認知症医療支援体制検討部会（第2回）の主なご意見
- (資料5) 認知症サポート医の概要
- (資料6) 都内の認知症サポート医の状況
- (資料7) 東京都における認知症サポート医の活動状況調査結果（概要）
- (資料8) 東京都における認知症サポート医のフォローアップ研修の実施状況

- (参考資料1) 二次保健医療圏別の認知症に関する医療資源例（統計）
- (参考資料2) 都内の認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等の配置状況等
- (参考資料3) 認知症支援推進センター運営事業の概要
- (参考資料4) 島しょ地域等への認知症医療に係る支援について
- (参考資料5) 平成29年度 認知症サポート医フォローアップ研修の他県実施状況
- (参考資料6) 認知症支援推進センター運営事業実施要綱
- (参考資料7) 認知症地域医療支援事業実施要綱（抜粋）
- (参考資料8) 東京都認知症地域医療推進事業実施要綱

東京都認知症対策推進会議(認知症医療支援体制検討部会) 委員名簿

◎部会長 ○副部会長

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	○ 栗田 圭一	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 自立促進と精神保健研究チーム 研究部長
	◎ 繁田 雅弘	東京慈恵会医科大学精神医学講座 主任教授
医療・福祉 従事者	小川 勝	在宅療養支援診療所 小川クリニック 院長
	黒田 美喜子	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
	鈴木 康之	医療法人社団新谷会 新谷医院 副院長
	田邊 英一	一般社団法人東京精神科病院協会 副会長
	西田 伸一	公益社団法人東京都医師会 理事
	鉢嶺 由紀子	立川市社会福祉協議会 立川市南部西ふじみ地域包括支援センター
東京都認知症 疾患医療センター	近藤 康寛	医療法人社団讃友会 あべクリニック 東京都認知症疾患医療センター 副センター長
	名古屋 恵美子	学校法人杏林学園杏林大学医学部附属病院 患者支援センター
認知症支援 推進センター	島山 啓	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 認知症支援推進センター 認知症支援担当係長
行政関係者	佐野 浩美	中央区福祉保健部介護保険課長
	原 里美	東大和市福祉部高齢介護課高齢者施策推進担当副参事

(各区分において50音順・敬称略)

同幹事名簿

	氏名	所属・役職名
幹事長	村田 由佳	福祉保健局高齢社会対策部長
幹事	奈良部 瑞枝	福祉保健局高齢者施策推進担当部長
	久村 信昌	福祉保健局医療政策部地域医療担当課長
	梶野 京子	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長
	坂田 早苗	福祉保健局高齢社会対策部計画課長
	植竹 則之	福祉保健局高齢社会対策部施設調整担当課長
	大竹 智洋	福祉保健局高齢社会対策部認知症対策担当課長

認知症対策推進事業実施要綱

19 福保高在第 107 号

平成 19 年 6 月 14 日

一部改正

23 福保高在第 59 号

平成 23 年 5 月 16 日

一部改正

23 福保高在第 732 号

平成 24 年 3 月 30 日

第 1 目的

この事業は、認知症に関する都民への普及啓発を行うとともに、認知症の人とその家族に対する具体的な支援のあり方について検討することにより、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

第 2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

なお、第 5 に規定する事業については、その運営を団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができる。

第 3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 東京都認知症対策推進会議の設置
- イ 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催
- ウ 認知症に関する普及啓発

第 4 東京都認知症対策推進会議の設置

1 目的

認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた方策について検討するため、東京都認知症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 協議事項

推進会議は、認知症支援に関し、次の事項について協議する。

- ア 認知症支援体制の推進に関する事項
- イ 都と区市町村、介護・医療関係者、団体・企業及び都民等の役割分担や連携に関する事項
- ウ 認知症実態調査に関する事項
- エ 都民や関係者に向けた啓発に関する事項
- オ その他必要な事項

3 構成

推進会議は、学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者、都民等のうちから、福祉保健局長が委嘱する20名以内の委員で構成する。

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 議長及び副議長

- (1) 推進会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 議長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。
- (3) 副議長は、議長が指名する者をもって充てる。
- (4) 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

6 招集等

- (1) 推進会議は、議長が招集する。
- (2) 議長は、3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

7 専門部会

- (1) 推進会議は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- (2) 部会は、推進会議が定める事項について調査・検討する。
- (3) 部会は、議長が指名する委員をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。
- (4) 部会に、専門委員を置くことができる。
- (5) 専門委員は、議長が指名する者をもって充て、福祉保健局長が委嘱する。
- (6) 専門委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

なお、専門委員に欠員が生じた場合、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。

9 部会の招集等

- (1) 部会は、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

10 幹事

- (1) 推進会議及び部会（以下「会議」という。）における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員及び専門委員の他に幹事を設置する。
- (2) 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- (3) 幹事は、会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、会議で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

11 会議及び会議に係る資料の取扱い

会議及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、議長、副議長又は部会長の発議により、出席委員及び出席専門委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができる。

12 委員等への謝礼の支払い

- (1) 3、7（3）及び（5）に掲げる委員並びに専門委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。
なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。
- (2) 6（2）及び9（2）に掲げる者の会議への出席に対しては、委員及び専門委員に準じて謝礼を支払うこととする。
なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

13 事務局

会議の円滑な運営を図るため、福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課に事務局を置き、会議の庶務は事務局において処理する。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第5 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催

推進会議で検討した地域支援体制の構築に係る事例について、区市町村との情報共

有を図るとともに、各区市町村における取組の促進を図るため、区市町村認知症支援担当者連絡会を開催する。

第6 認知症に関する普及啓発

広く都民の認知症に対する理解を図り、普及啓発を促進することを目的として、シンポジウム等を開催する。

附 則（平成19年6月14日19福保高在第107号）

- 1 この要綱は、平成19年6月14日から適用する。
- 2 認知症理解普及促進事業実施要綱（平成18年6月12日付18福保高在第161号）は廃止する。

附 則（平成23年5月16日23福保高在第59号）

この要綱は、平成23年5月16日から適用する。

附 則（平成24年3月30日23福保高在第732号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

認知症医療支援体制検討部会(第3回) 検討事項及び論点

■ 検討事項

平成27年度に「都における認知症ケアに携わる医療専門職等の研修の拠点」として認知症支援推進センターが東京都健康長寿医療センターに設置され、平成30年度に「都における医療専門職等の認知症対応力向上の支援拠点」として位置付けの見直しを図ったが、その間にも、認知症に係る状況は変化している。

今後、急増する認知症の人とその家族を地域で支え、住み慣れた地域で適切な支援を受けられる体制を構築するためには、医療従事者等の認知症対応力向上について、より一層の取組を進める必要がある。

■ 論点

- ◆ 地域における「連携の推進役」を期待される認知症サポート医のスキルアップ及び活動促進に向けた都が実施する認知症サポート医フォローアップ研修の方向性について
- ◆ これまでの検討内容を踏まえた、東京都における認知症ケアに携わる医療従事者等の人材育成の支援拠点の機能について

認知症医療支援体制検討部会（第2回）の主なご意見

1 人材育成に係る支援拠点である認知症支援推進センターと人材育成の機能をもつ地域拠点型認知症疾患医療センターが人材育成機関として担うべき役割

●一般の医療機関では、教材の開発とかプログラムの開発は難しいと思う。健康長寿医療センターが、研究所機能を持っているからできるという部分が大きいのかなと感じた。

●実際現場でやっている者としては、役割分担はできており、自分たちの役割は何かということを知ってやっているつもりでいる。認知症疾患医療センターは基礎的なことをやり、認知症支援推進センターには、より専門的なことをやっていただいていると思う。認知症支援推進センターは、横断的に、東京都全体を包括的に見渡して活動を支援する立場ということで、認知症疾患医療センターが頼っている支援拠点というような形で、役割が違うと認識している。

●認知症支援推進センターの利点として、大きいと感じてきたのは、圏域や地域性に全く左右されていない組織だということ。地域連携型認知症疾患医療センターは地域のケースを持っているため、どうしても地域に視点が行きがちになる。そういった余力がない中で、認知症支援推進センターに各地から入ってきた情報を研修を通じて提供していただけたところは非常にメリットが大きい。認知症支援推進センターが開催する研修会は、圏域や地域性を越えているため、専門職同士が会う機会というのが非常に多く、そこで新しい出会いや、情報共有が生まれて、お互いに切磋琢磨できるような関係性が構築できてきた。他圏域の相談員への相談や連絡等ができるというのは、東京都の認知症疾患医療センター52カ所のネットワークという意味でも非常に強みなのかなと思う。逆に言うと、それがほかの医療機関との違いにもなっている。

●一貫性の維持だけではなく、それぞれの地域の情報を得るという意味でも認知症支援推進センターの存在意義があるんだと感じた。

2 認知症疾患医療センター未設置地域の支援を認知症支援推進センターが担うべきか

●未設置の地域に関しては、認知症支援推進センターが支援をしていただきたいと思う。また、認知症支援推進センターは、非常に多大な役割を担っているため、今の人員配置で大丈夫なのかということを感じている。さらにそこを手厚くできるような、何か方策を模索していく必要があるのではないかなと感じた。

●東京都健康長寿医療センターの認知症疾患医療センターがフォローしている部分もあり、認知症支援推進センターの職員だけでは正直対応できない状況にはなっている。

●島しょ地域は、認知症支援推進センターで対応するのはやむを得ないかと思うが、認知症疾患医療センターが設置されていない檜原村については、拠点型センターの青梅成木台病院がサポートするという話もあったように記憶している。東京都の認知症疾患医療センターの設置方針を考えると、やはり二次医療圏内の拠点型疾患医療センターが多少支援をするようなやり方というのを残しておかないと。サポート体制はその地域の拠点型疾患医療センターにもお願いしたほうがいいのかと思う。

●そもそも、地域拠点型認知症疾患医療センターの役割として、二次医療圏域の認知症体制をサポートしていくことになっているので、青梅成木台病院はそれなりの役割を果たしながらということ。

●認知症疾患医療センター未設置の地域に関しては、拠点型認知症疾患医療センターの協力を得て認知症支援推進センターがサポートするといった整理になる。

3 第7期東京都高齢者保健福祉計画の認知症疾患医療センターの数値目標53カ所を第8期東京都高齢者保健福祉計画において見直しを行うことについて

認知症疾患医療センター未設置地域の支援を認知症支援推進センターが担うことにより、「全区市町村で認知症の人の地域生活を支える医療・介護の連携体制を構築」の体制整備につながることから、目標の見直しを行うことについて、事務局から委員に提案し、承認をいただいた。

4 都における医療専門職等の認知症対応力向上の支援拠点として、現状の認知症支援推進センターの取組内容に係る課題について

●都内の先駆的な取組を認知症支援推進センターのほうで集約して発信していただけると、とても参考になる。例えば認知症疾患医療センターと地域包括支援センターとの連携の仕方や先駆的にドクターがどのように動いている地域があるとかということなど。

●時期に合った魅力的なテーマをやっていただきたい。軽度認知障害といったところをテーマにしていきたい。

●地域には認知症サポート医の方々も大分増えてきた。ただ、最近の動向を見ると、認知症サポート医の資格をとる先生方は、自身への資格取得的な要素がどうしても強い。今はより専門的な知識の取得ということもあり、非常に役立つ研修会だが、現場に生かすということが、なかなか浸透していない部分が多少地域にある。そうした中で、こういった活動をしていけばいいのかということ、常日頃から悩んでいる認知症サポート医の先生もいれば、間延びしてしまっている先生もいる。

●先駆事例などは非常に重要であり、区市町村によっては、医師会を通じて認知症サポート医をうまく活動の一端に吸い上げているところもある。認知症サポート医の明確な活動の方向性を事例として示していただいて、それを認知症サポート医だけじゃなく、行政、自治体、医師会をまとめて動かせるような道筋が必要。

●認知症地域支援推進員、認知症支援コーディネーターが研修や実例をもとに、現場に生かせる技術を習得する事が大事。

●認知症支援推進センターがやっつけられている研究や分析について、伝え方や見せ方、ホームページ等の見やすさ、都民にもわかるようにというあたりが、これからの段階。

●疾患医療センターの非常勤の医師、検査技師、精神科の看護助手等、現場で相当数の認知症の当事者と家族の対応をされているが、研修に参加できていないのではないか。そこにアプローチしていただきたい。

●相談員として一番認知症の専門職に最低限必要なスキルは倫理観だと思っている。倫理教育というものに研修会の中で取り組む姿勢を見せていくということは、昨今の状況を見ると必要。

●認知症疾患医療センターの検査技師、非常勤や窓口の人たちへの教育をやっていくようなことを、これから考えていかなければいけない。

●研修会に行かせる立場としては、回数や時間帯場所等が、融通が利く内容であるといい。難しいのであれば、インターネットやDVD、いろんな媒体があると、受講しやすいし、勉強しやすい。

●かかりつけ医をやっていると、診療日に患者さんを連れて来るのはヘルパーさんが多く、ヘルパーさんが、いろいろ情報を持ってきてくれる。そういう方の教育をしてほしい。その方がちゃんとわかっていると、大変な事になってしまう。

●今、認知症支援推進センターの役割は、認知症医療にかかわる専門職の人材育成といったことに限定されており、分業体制にはなっている。しかし、倫理教育とか人権とか認知症というコンセプトで、本当は認知症支援にかかわるあらゆる人を一つの標準的な形で教育していかななくてはいけないだろう。この問題は、東京で国に先んじてそれをやるかどうかということはともかくとして、問題として残されているところ。

認知症サポート医の概要

概 要

【認知症サポート医】

認知症地域医療支援事業実施要綱（国）に定められた認知症サポート医養成研修を修了した医師

【養成開始年度】

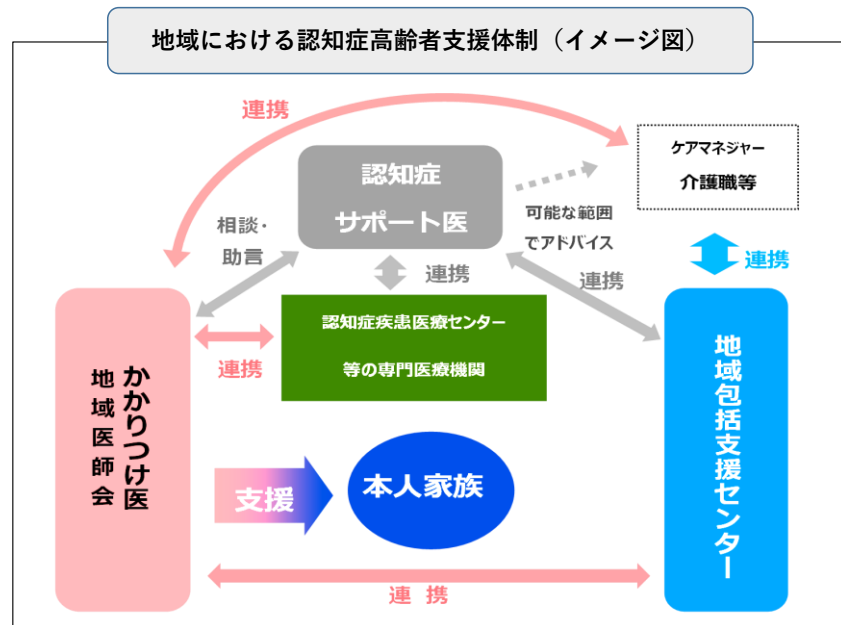
平成17年度（2005年度）

【役割】

- ① かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- ② 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ③ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

⇒ 地域における「連携の推進役」を期待されている

※認知症初期集中支援チームのチーム員の医師の要件としても位置付けられている。



出典：認知症サポート医養成研修テキスト

認知症サポート医養成研修

【目的】

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

【実施主体】

都道府県及び指定都市

（委託：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）

【対象者】

下記のいずれかの条件を満たしている医師

1. 地域において認知症診療（早期発見等）に携わっている医師
2. 認知症サポート医の役割を適切に担える医師

【研修期間／受講費用】

2日間 / 50,000円

【研修内容】

認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容

1. かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
2. 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

< 都内認知症サポート医の養成数推移 >

※令和元年度は、令和2年1月1日現在

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
6	48	50	72	84	73	62	76
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	合計
92	102	115	173	147	202	68	1,370

【名簿の公表】

- ・研修修了者名簿を区市町村及び東京都医師会に情報提供。
- ・研修修了者から公表の同意を得て、東京都HPに修了者名簿を公表。

【診療報酬】

- ・認知症サポート指導料
- ・認知症療養指導料3
- ・認知症ケア加算1

都内の認知症サポート医の状況

資料6

(単位:人)

	認知症サポート医 養成累計数 (令和2年1月1日現在)	在籍数 (令和2年1月1日現在)	初期集中支援チーム への関与者数 (平成31年4月1日現在)	
1	千代田区	21	22	4
2	中央区	23	21	4
3	港区	39	33	5
4	新宿区	47	34	6
5	文京区	45	38	4
6	台東区	27	24	2
7	墨田区	31	28	2
8	江東区	49	48	8
9	品川区	49	51	3
10	目黒区	34	33	1
11	大田区	52	50	18
12	世田谷区	83	78	5
13	渋谷区	29	28	4
14	中野区	40	37	2
15	杉並区	44	45	3
16	豊島区	36	37	4
17	北区	33	28	15
18	荒川区	29	25	1
19	板橋区	41	40	19
20	練馬区	68	66	13
21	足立区	38	32	16
22	葛飾区	38	35	2
23	江戸川区	36	30	5

	認知症サポート医 養成累計数 (令和2年1月1日現在)	在籍数 (令和2年1月1日現在)	初期集中支援チーム への関与者数 (平成31年4月1日現在)	
24	八王子市	53	47	11
25	立川市	22	19	8
26	武蔵野市	15	15	7
27	三鷹市	29	24	4
28	青梅市	20	15	1
29	府中市	15	16	2
30	昭島市	9	8	1
31	調布市	19	17	1
32	町田市	29	24	5
33	小金井市	16	12	7
34	小平市	11	10	1
35	日野市	24	20	1
36	東村山市	7	6	1
37	国分寺市	17	17	13
38	国立市	12	11	1
39	福生市	5	4	1
40	狛江市	6	5	2
41	東大和市	13	10	1
42	清瀬市	12	10	1
43	東久留米市	10	12	2
44	武蔵村山市	12	14	5
45	多摩市	16	13	1
46	稲城市	7	7	2

	認知症サポート医 養成累計数 (令和2年1月1日現在)	在籍数 (令和2年1月1日現在)	初期集中支援チーム への関与者数 (平成31年4月1日現在)	
47	羽村市	7	8	1
48	あきる野市	14	14	1
49	西東京市	18	16	1
50	瑞穂町	11	5	1
51	日の出町	4	3	1
52	檜原村	1	1	1
53	奥多摩町	1	1	1
54	大島町	0	0	1
55	利島村	0	0	1
56	新島村	1	1	1
57	神津島村	0	0	1
58	三宅島村	0	0	2
59	御蔵島村	0	0	1
60	八丈町	0	0	1
61	青ヶ島村	0	0	1
62	小笠原村	2	1	1
合計		1,370	1,249	242

※ 認知症サポート医養成累計数は、研修修了時点で在籍していた区市町村で
カウント
 ※ 在籍数は、令和2年1月1日現在、東京都が管理している名簿で各区市町村に
在籍している認知症サポート医をカウント
 ※ 初期集中支援チームへの関与者数は、初期集中支援チームの医師の要件の
うち、以下に該当する認知症サポート医をカウント
 ・ 専門医かつ認知症サポート医
 ・ 専門医で、今後認知症サポート医研修を受講予定の者
 ・ 認知症疾患の診断・治療の従事経験が5年以上の認知症サポート医
 ・ 島しょ地域(新島村、小笠原村を除く。)は、認知症支援推進センターで実施し
ている島しょ地域等認知症医療サポート事業で確保している認知症サポート医

東京都における認知症サポート医の活動状況調査結果（概要）

【実施機関】 認知症支援推進センター（東京都健康長寿医療センター）

【調査期間】 平成27年11月16日～12月9日

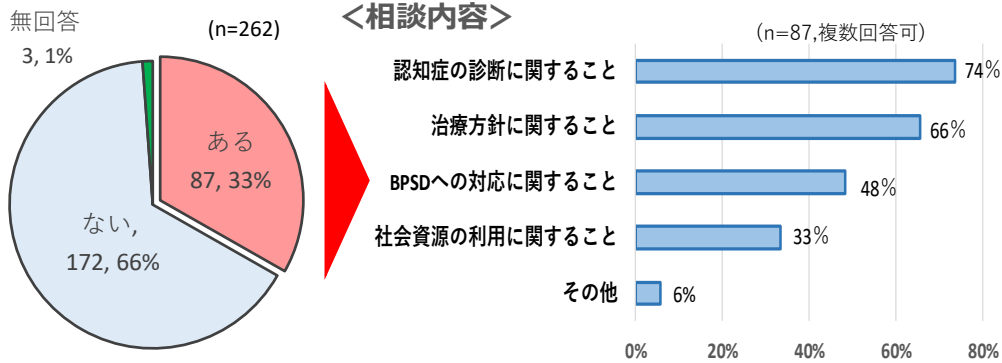
【目的】 東京都の認知症サポート医の活動状況の把握

【方法】 郵送法により自記式アンケート調査

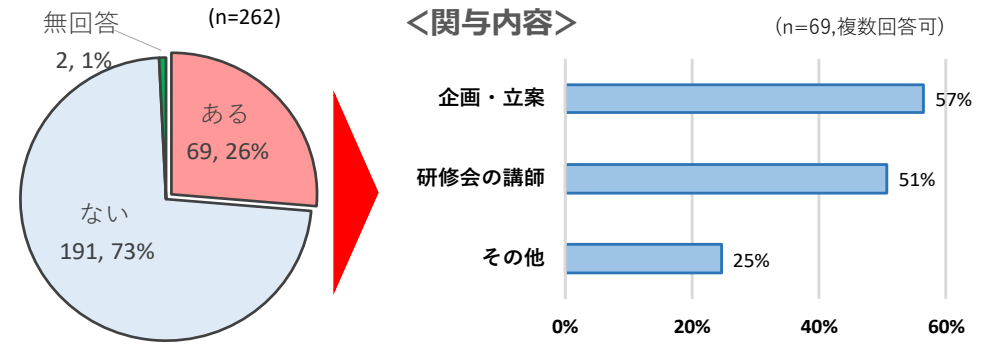
【対象】 都内の認知症サポート医 ※H27年11月1日時点754名

【有効回答】 262名（回収率34.7%）

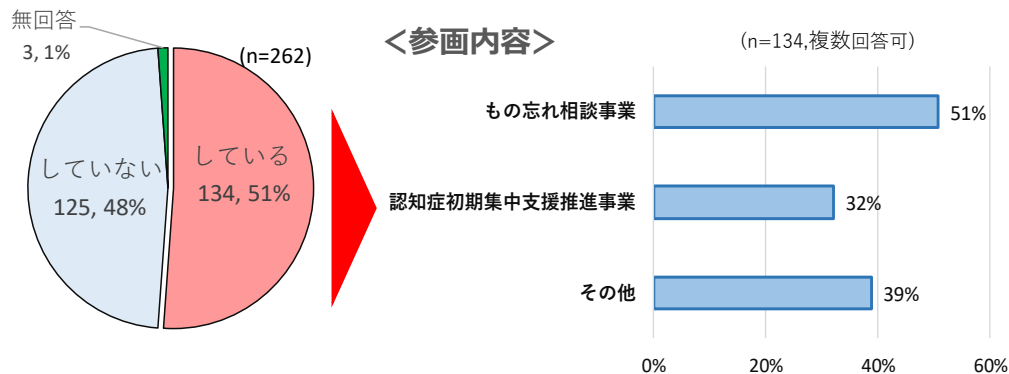
かかりつけ医からの相談の有無



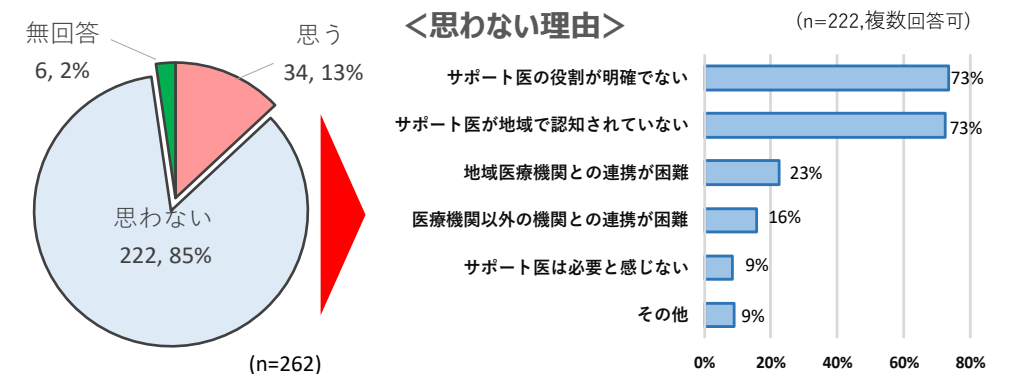
かかりつけ医対応力向上研修への関与



区市町村の認知症関連事業への参画



認知症サポート医の制度は十分活用されていると思うか



<自由意見>

- サポート医へのその後のフォローアップが弱い。
- 2日間の研修を受けただけでサポート医というのは、無理があると思う。仮に、他の医師に相談されても、経験不足で自信をもって対応できない。

- 2日間の座学だけで取得できるサポート医個人任せでは、サポート医が増えても「使えるサポート医」が育たない。
- 研修を受講しただけで認知症サポート医になれるため、質がバラバラ。

東京都における認知症サポート医のフォローアップ研修の実施状況

これまでの経緯	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27～令和元年度
	東京都認知症サポート医フォローアップ研修等検討委員会（認知症地域医療推進事業）	【都独自】 認知症サポート医フォローアップ研修（東京都医師会に委託）		認知症サポート医フォローアップ研修 ※平成23年度は東京都医師会主催 ※平成24～26年度は、東京都医師会と東京都が共催				
	※国の動き：平成17年度～平成22年度	認知症サポート医養成研修の開始 認知症サポート医フォローアップ研修の創設				医療従事者等の認知症対応力向上に向けた関係者会議（医療従事者等の認知症対応力向上支援事業）		

認知症サポート医フォローアップ研修（平成21～22年度）

<実施根拠>

東京都認知症地域医療推進事業実施要綱

【目的】

かかりつけ医への助言や地域との関係機関との連携促進の役割が期待される認知症サポート医の機能強化を図ることで、認知症医療と身体医療、専門医療と地域医療の切れ目を解消し、認知症の人に対する地域の医療支援体制の充実を図る。

【研修対象者】

都内の認知症サポート医

【実施方法】

都独自の認知症サポート医のアウトカム（活動の方向性、達成目標）・カリキュラム・テキストに基づき実施（資料8-2 参照）

※東京都認知症サポート医フォローアップ研修等検討委員会（平成20年度）において、アウトカムの提案、カリキュラム・テキストの作成

【研修内容】

◆テキスト研修

- ・ 認知症に対する薬物療法、非薬物療法
- ・ 認知症の周辺症状への影響を踏まえた身体疾患の管理 等

◆グループワーク（医療資源の状況等、地域特性を踏まえた連携モデルを検討）

◆ディスカッション（テキスト及び研修内容について）

※研修終了後は、アウトカム項目の習得度合いを自己評価表に記入し提出

※1回あたりの定員：20名程度

【実績】

開催回数：計9回（原則、二次保健医療圏単位）

延べ修了者数：160人

認知症サポート医等フォローアップ研修（平成27年度～）

<実施根拠>

- ・ 認知症地域医療支援事業実施要綱（国）
- ・ 認知症支援推進センター運営事業実施要綱

【目的】

都内の認知症サポート医等のスキルアップ及び活動の促進を図る。

【研修対象者】

- ・ 国の定める認知症サポート医養成研修修了者
- ・ 地域拠点型・地域連携型認知症疾患医療センターの医師
- ・ その他地域において、認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師

【実施方法】

認知症支援推進センターにおいて研修内容を検討（2年で1クール）

【研修内容】

講義形式（資料8-3 参照）

※1回あたりの定員：200～300名程度

【実施状況】

開催回数：計20回 ※令和元年度第4回（2月実施）含む。

延べ修了者数：3,306人（令和元年度第3回まで）

◆認知症サポート医のアウトカム（達成目標）◆

1. 地域の「かかりつけ医」と「専門医」の顔の見える連携づくりを支援する
2. 包括的認知症ケアの現況を踏まえて「かかりつけ医」を総合的に支援する
3. 地域の医療・介護・福祉職等への連携促進や認知症対応力の向上を支援する
4. 地域住民や多様な職種の従事者に対する認知症への理解を促進し地域ケアの向上を支援する

平成21年度・22年度東京都認知症サポート医フォローアップ研修 標準カリキュラム

教育方法	時間数	研修内容
テキスト研修	120分	・東京都認知症サポート医フォローアップ研修カリキュラム等検討委員会作成のテキストによる研修(スライド・資料集の解説)
グループワーク	120分	・テキスト研修を踏まえて、サポート医の新たな役割や取り組み課題の検討及び自治体・地域包括支援センター・医師会等関係団体への要望をまとめる。 ・東京都、東京都医師会、地域医師会、自治体等であらかじめ用意した“地域の基本情報”を題材に、当該地域の連携モデル案と具体化へのロードマップを検討する。 ・認知症者の生活支援・介護・医療情報の伝達フォーマットの“たたき台”を題材に検討する。 ・本研修のアウトカム項目の習得度合いを研修前後で自己評価表に記入し提出する。
ディスカッション	30分	・テキスト及び研修内容についてのグループインタビュー形式による意見聴取

東京の認知症サポート医活動の創造と展開をめざして OUTCOME(達成目標)の提案と研修内容

活動の方向性

- ☆「認知症サポート医」への期待を理解し、地域特性に応じた役割を創造して活動する
- ☆認知症の人が、地域で療養生活を継続するための様々な問題の解決を支援する
- ☆認知症について、地域住民や多様な職種が声をかけやすい医師として活動する

1. 地域の「かかりつけ医」と「専門医」の顔の見える連携づくりを支援する

- (1) 東京都の認知症の医療やケアの現状を理解する
 - ① 東京都における認知症対策の施策や活動状況を理解する
 - ② 東京都認知症専門医療機関の状況を理解する
 - ③ 東京における精神科救急医療体制の現状を理解する
 - ④ 地域の認知症の医療体制の把握を理解する
- (2) 地域の「専門医（医療機関）」の診断・治療・周辺症状・合併症への対応力を踏まえた情報提供やアクセスを支援する
- (3) 認知症の人の急変時の地域の対応体制を踏まえた情報提供やアクセスを支援する
 - ① 認知症の人の急変時の地域の対応体制についての情報を把握する
 - ② 地域の「精神科救急対応医療機関」についての情報を把握する
- (4) 地域に見合った「かかりつけ医」と「専門医」の連携を構築する

2. 包括的認知症ケアの現況を踏まえて「かかりつけ医」を総合的に支援する

- (1) 困難事例への対応も含めた「かかりつけ医」の認知症対応力の向上を支援する
 - ① 「認知症の人の日常生活を尊重するケア」の理念を理解し伝える
 - ② 認知症診療のコツを把握し伝える
 - ③ 認知症の非薬物療法の概要と効果を理解し伝える
 - ④ 認知症短期集中リハビリテーションの概要を理解し伝える
 - ⑤ 認知症の中核症状とBPSDへの薬物療法の適用を理解し専門医との連携を支援する
 - ⑥ 諸外国のBPSDの薬物療法のガイドラインの存在と概要を理解し専門医との連携を支援する
 - ⑦ 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の開催に協力する
- (2) 権利擁護や虐待への対応について「かかりつけ医」の相談を受け支援する
 - ① 地域の認知症の人の権利擁護体制を把握しマネジメントや情報提供をする
 - ② 自らも鑑定書等権利擁護手続きの依頼に対応し「かかりつけ医」も支援する
- (3) 病名告知とその後の対応について下記の観点に留意し「かかりつけ医」の相談を受け支援する
 - ① 認知症の人とその家族の心情に配慮した支援をする
 - ② 予後の見通しを適正に説明し、疾患の受容を支援する
 - ③ 治療法や地域の医療体制等を説明する
 - ④ 告知後の生活を支援する
 - ⑤ 家族・介護者を支援する

3. 地域の医療・介護・福祉職等への連携促進や認知症対応力の向上を支援する

- (1) 地域の認知症早期スクリーニング、早期対応の取り組みを支援する
例：地域自治体、地域包括支援センター、医師会が行う「物忘れ相談」等へ協力する
- (2) 地域の医療・介護・福祉職等への認知症対応力向上のための啓発活動を牽引する
例：事例検討会、連携協議会等へ協力する
- (3) 地域自治体、地域包括支援センター、地域医師会・介護事業者等の連携促進に協力する

4. 地域住民や多様な職種の従事者に対する認知症への理解を促進し地域ケアの向上を支援する

- (1) 地域住民の啓発、認知症サポーターの養成等の住民主体の活動に協力する
- (2) 認知症の人のライフラインを支える事業者を啓発し支援する
(住居・商工・金融・流通・交通・飲食・通信・エネルギー・水道等々の事業者)

認知症サポート医等フォローアップ研修 実施状況(平成27年度～令和元年度)

※カリキュラムは、質疑応答を除く。

	平成27年度				平成28年度											
	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回		第8回	
カリキュラム	認知症とは一体何か -概念の歴史と現代における課題-	60分	認知症と精神医学 -症候学を中心に-	60分	認知症と生活習慣病	60分	認知症の人の口腔ケアと栄養管理	60分	認知症サポート医に求められる役割とこれからの認知症施策	60分	レビー小体型認知症の診断と治療	60分	前頭側頭型認知症(行動障害型)の診断と治療	60分	せん妄の診断と治療	60分
	認知症と神経病理学 -神経病理学から見た認知症の概念と病態-	60分	認知症と神経内科学 -診断学を中心に-	60分	認知症と循環器疾患	60分	認知症の人の在宅医療	60分	アルツハイマー型認知症の診断と治療	60分	正常圧水頭症の診断と治療	60分	前頭側頭型認知症(言語障害型)／原発性進行性失語症の診断と治療	60分	BPSDを認める認知症高齢者の支援	60分
	—	—	認知症の神経画像医学 -画像検査の意味と判読方法を中心に-	60分	認知症のリハビリテーション	60分	認知症の人の権利を守る	60分	血管性認知症の診断と治療	60分	高齢者のうつ病の診断と治療	60分	進行性核上性麻痺と大脳皮質基底核変性症	60分	若年性認知症の人の社会的支援	60分
受講者数	153人		166人		149人		212人		220人		195人		172人		159人	

	平成29年度				平成30年度											
	第1回		第2回		第3回		第4回		第1回		第2回		第3回		第4回	
カリキュラム	都における平成29年度の認知症施策について	30分	私の認知症診療 薬物療法やリハビリの効果を高めるために	75分	認知症初期集中支援チームにおける認知症サポート医の役割	75分	認知症の医療と身体疾患の管理	75分	軽度認知障害(MCI)とうつ病の臨床	80分	大都市における認知症初期集中支援チームの実際	80分	認知症の神経心理学	80分	認知症診療に必要な神経学的所見のとり方	80分
	認知症医療の専門家に望むこと	60分														
	認知症とアルコール関連障害	60分	認知症診療と高齢者の総合機能評価	75分	認知症サポート医の役割 -現場の視点から-	60分	認知症サポート医と地域包括ケアシステム -東日本大震災被災地での実践を通して-	75分	認知症の臨床と緩和ケアの接点	80分	これからの認知症サポート医に求められること	80分	認知症の神経画像医学	80分	高齢者のてんかんと認知症	80分
受講者数	197人		165人		158人		132人		186人		167人		177人		187人	

	令和元年度							
	第1回		第2回		第3回		第4回	
カリキュラム	東京都における認知症サポート医の役割について	20分	糖尿病と認知症	80分	認知症疾患の鑑別診断 -変性性認知症を中心に-	80分	連携型認知症疾患医療センターの日常診療と地域連携	80分
	東京都の認知症施策について	60分						
	これからの認知症医療について	80分	認知症高齢者に対する歯科治療ガイドラインの活用 -認知症診療のなかでの医科歯科連携-	80分	これからの成年後見制度と意思決定支援	80分	若年性認知症の診断と診断後支援	80分
受講者数	169人		156人		186人		(未実施)	

<主な講師>

- お多福もの忘れクリニック 管理医師 本間 昭 (茨城県水戸市)
- 防衛医科大学校病院精神科 診療部長
防衛医科大学校医学教育部医学科 教授 吉野 相英 (埼玉県所沢市)
- 藤本クリニック 院長 藤本 直規 (滋賀県守山市)
- アンカー法律事務所 弁護士 吉岡 譲治 等

二次保健医療圏別の認知症に関する医療資源例(統計)

参考資料 1

二次保健医療圏	構成区市町村	人口	65歳以上 (高齢化率)	何らかの認知症の症状がある人 (対高齢者人口割合)	2025年65歳以上人口 (推計)	一般病院数 (対人口10万人対)	精神科病院数 (対人口10万人対)	診療所数 (対人口10万人対)	病床数			「物忘れ外来」または「認知症専門外来」を設置している医療機関	認知症の診断を行っている医療機関	急性期の身体合併症治療(入院)が可能な医療機関	慢性期の身体合併症治療(入院)が可能な医療機関	周辺症状の治療(入院)が可能な医療機関	学会認定専門医 (認知症人口1万人対)	認知症サポート医 (認知症人口1万人対)
									一般病床 (対人口10万人対)	療養病床 (対人口10万人対)	精神病床 (対人口10万人対)							
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	904,344人	168,325人 (18.6)	23,739人 (14.1)	174,782人	48施設 (5.3)	1施設 (0.1)	2,276施設 (251.7)	12,679床 (1,402.0)	585床 (64.7)	298床 (33.0)	52施設	282施設	15施設	14施設	11施設	78人 (32.9)	138人 (58.1)
区南部	品川区、大田区	1,124,234	247,305 (22.0)	32,404 (13.1)	248,099	43 (3.8)	1 (0.1)	1,040 (92.5)	6,197 (551.2)	1,760 (156.6)	178 (15.8)	36	244	16	15	7	23 (7.1)	101人 (31.2)
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	1,414,843	280,921 (19.9)	41,981 (14.9)	335,792	52 (3.7)	0 (0.0)	1,758 (124.3)	7,733 (546.6)	2,042 (144.3)	1,307 (92.4)	67	333	13	11	9	42 (10.0)	139 (33.1)
区西部	新宿区、中野区、杉並区	1,246,952	254,644 (20.4)	37,762 (14.8)	264,106	42 (3.4)	1 (0.1)	1,421 (114.0)	8,888 (712.8)	1,446 (116.0)	315 (25.3)	42	256	11	10	6	39 (10.3)	116 (30.7)
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	1,940,807	435,629 (22.4)	61,795 (14.2)	456,245	90 (4.6)	4 (0.2)	1,665 (85.8)	10,056 (518.1)	3,947 (203.4)	3,162 (162.9)	68	372	16	22	18	33 (5.3)	171 (27.7)
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	1,367,069	334,525 (24.5)	46,593 (13.9)	331,980	86 (6.3)	5 (0.4)	963 (70.4)	7,082 (518.0)	2,317 (169.5)	1,449 (106.0)	46	234	15	20	12	13 (2.8)	92 (19.7)
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	1,488,369	319,516 (21.5)	38,119 (11.9)	316,205	54 (3.6)	0 (0.0)	1,058 (71.1)	6,882 (462.4)	1,405 (94.4)	165 (11.1)	21	215	6	9	3	17 (4.5)	106 (27.8)
区計		9,486,618	2,040,865 (21.5)	282,393 (13.8)	2,127,209	415 (4.4)	12 (0.1)	10,181 (107.3)	59,517 (627.4)	13,502 (142.3)	6,874 (72.5)	332	1,936	92	101	66	245 (8.7)	863 (30.6)
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	386,128	111,538 (28.9)	11,188 (10.0)	120,515	21 (5.4)	9 (2.3)	243 (62.9)	1,833 (474.7)	2,237 (579.3)	2,615 (677.2)	11	70	5	14	8	7 (6.3)	51 (45.6)
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	1,415,868	370,302 (26.2)	44,370 (12.0)	391,820	63 (4.4)	15 (1.1)	979 (69.1)	6,211 (438.7)	4,078 (288.0)	7,141 (504.4)	32	177	14	24	23	20 (4.5)	111 (25.0)
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	654,875	160,039 (24.4)	19,756 (12.3)	166,926	25 (3.8)	0 (0.0)	502 (76.7)	3,257 (497.3)	1,080 (164.9)	38 (5.8)	14	85	5	6	2	2 (1.0)	79 (40.0)
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	1,032,702	225,297 (21.8)	30,229 (13.4)	234,277	39 (3.8)	6 (0.6)	858 (83.1)	6,066 (587.4)	1,392 (134.8)	3,427 (331.8)	27	153	6	10	8	34 (11.2)	89 (29.4)
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	738,835	186,679 (25.3)	24,110 (12.9)	190,998	33 (4.5)	8 (1.1)	474 (64.2)	4,344 (588.0)	1,781 (241.1)	2,184 (295.6)	15	74	6	11	10	14 (5.8)	54 (22.4)
多摩計		4,228,408	1,053,855 (24.9)	129,653 (12.3)	1,104,536	181 (4.3)	38 (0.9)	3,056 (72.3)	21,711 (513.5)	10,568 (249.9)	15,405 (364.3)	99	559	36	65	51	77 (5.9)	384 (29.6)
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	25,706	8,994 (35.0)	1,425 (15.8)	7,845	1 (3.9)	0 (0.0)	20 (77.8)	52 (202.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	6	2	1	1	0 (0.0)	2 (14.0)
都計		13,740,732	3,103,714 (22.6)	413,471 (13.3)	3,239,590	597 (4.3)	50 (0.4)	13,257 (96.5)	81,280 (591.5)	24,070 (175.2)	22,279 (162.1)	431	2,501	130	167	118	322 (7.8)	1,249 (30.2)

出典	住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成31年1月1日時点)	「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」集計結果(平成28年11月時点)	「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(平成30年3月推計)	平成29年度医療施設調査(平成29年10月1日現在)	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」登録データ(令和2年1月現在)	日本老年精神医学会HP、日本認知症学会HP(令和2年1月末時点)(公表に同意している者のみ。地域で重複あり。)	東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ(令和2年1月1日現在の在籍者数)
----	---------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	----------------------------	------------------------------------	---	------------------------------------

都内の認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等の配置状況等

区分	認知症地域支援推進員数 (H31.4.1)	認知症支援コーディネーター事業 (H31.7月時点)	初期集中支援チーム数 (H31.4.1)	アウトリーチチーム 協定締結 (H31.4.1)	
1 千代田区	2人	○	1人	2チーム	○
2 中央区	3人	○	1人	1チーム	○
3 港区	12人	○	2人	1チーム	○
4 新宿区	12人	○	2人	9チーム	○
5 文京区	2人	○	4人	4チーム	○
6 台東区	7人	○	1人	2チーム	○
7 墨田区	8人	○	1人	8チーム	○
8 江東区	32人			21チーム	○
9 品川区	2人	○	3人	2チーム	○
10 目黒区	10人	配置(都補助未利用)	10人	1チーム	○
11 大田区	38人	配置(都補助未利用)	1人	21チーム	○
12 世田谷区	4人			1チーム	
13 渋谷区	4人	○	1人	4チーム	○
14 中野区	1人	○	2人	1チーム	○
15 杉並区	2人	○	3人	3チーム	○
16 豊島区	1人	○	5人	4チーム	○
17 北区	17人	配置(都補助未利用)	17人	17チーム	
18 荒川区	8人	○	3人	1チーム	○
19 板橋区	35人	○	2人	19チーム	○
20 練馬区	26人			4チーム	
21 足立区	5人	○	2人	25チーム	○
22 葛飾区	1人	○	1人	1チーム	○
23 江戸川区	15人	配置(都補助未利用)	1人	1チーム	○
24 八王子市	18人	○	1人	4チーム	○
25 立川市	2人			6チーム	○
26 武蔵野市	8人			6チーム	
27 三鷹市	1人			1チーム	○
28 青梅市	1人	○	1人	1チーム	○
29 府中市	1人			11チーム	
30 昭島市	1人			1チーム	○
31 調布市	10人	○	1人	1チーム	○

区分	認知症地域支援推進員数 (H31.4.1)	認知症支援コーディネーター事業 (H31.7月時点)	初期集中支援チーム数 (H31.4.1)	アウトリーチチーム 協定締結 (H31.4.1)	
32 町田市	40人			4チーム	
33 小金井市	4人			4チーム	
34 小平市	2人			1チーム	○
35 日野市	9人	○	1人	1チーム	○
36 東村山市	7人	配置(都補助未利用)	1人	1チーム	○
37 国分寺市	6人	○	1人	1チーム	
38 国立市	1人	○	1人	1チーム	○
39 福生市	2人	配置(都補助未利用)	1人	1チーム	○
40 狛江市	4人			3チーム	
41 東大和市	3人			1チーム	○
42 清瀬市	1人			1チーム	○
43 東久留米市	4人			1チーム	○
44 武蔵村山市	1人			1チーム	○
45 多摩市	6人			1チーム	
46 稲城市	2人			1チーム	○
47 羽村市	1人			1チーム	○
48 あきる野市	2人			3チーム	○
49 西東京市	9人	○	1人	1チーム	○
50 瑞穂町	1人	○	1人	1チーム	○
51 日の出町	1人			1チーム	○
52 檜原村	1人			1チーム	○
53 奥多摩町	1人			1チーム	○
54 大島町	2人			1チーム	
55 利島村	1人			1チーム	
56 新島村	1人			1チーム	
57 神津島村	2人			1チーム	
58 三宅村	12人			1チーム	
59 御蔵島村	1人			1チーム	
60 八丈町	1人			1チーム	
61 青ヶ島村	3人			1チーム	
62 小笠原村	1人			1チーム	
合計	421人	30自治体※	73人	225チーム	43自治体

※都補助利用あり24自治体

認知症支援推進センター運営事業の概要

概要

- <事業開始> 平成27年度
- <設置目的> 今後急増が見込まれる認知症高齢者等を地域で支える支援体制を構築するため、認知症ケアに携わる医療専門職や、区市町村において指導的な役割を担う人材等を育成することにより、都内全体の認知症対応力の向上を図ることを目的とする。
- <実施機関> 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター

取組内容 <平成30年度～令和元年度>

位置付け	取組		メンバー／研修対象者	規模	
都における医療専門職等の認知症対応力向上の支援拠点 区市町村の取組への支援	医療従事者の認知症対応力向上への支援	認知症医療従事者向け支援検討会	認知症支援推進センターが実施する医療専門職向け研修、地域拠点型認知症疾患医療センターが実施する研修への支援の内容等について検討 ※必要に応じ、個別の研修のWGを開催	認知症疾患医療センター 区市町村 関係機関(東京都医師会、東京都看護協会等)	4回程度
		認知症サポート医等フォローアップ研修	都内の認知症サポート医等のスキルアップ及び活動の促進を図るため、認知症の診断・治療及び地域連携等に係る講義を実施	認知症サポート医 認知症疾患医療センター医師 地域で認知症診療に携わる医師	4回 (各300名程度)
		認知症疾患医療センター職員研修	認知症疾患医療センターの相談員、臨床心理技術者等に対し、専門医療相談・検査技術、地域連携等に係る研修を実施	認知症疾患医療センター職員	1回 (100名程度)
	区市町村の取組への支援	認知症地域対応力向上研修	区市町村において認知症の人への支援に携わる専門職に対し、地域における認知症の人の個別支援等に関する講義や、事例検討等を実施	認知症初期集中支援チーム員 認知症支援コーディネーター 等	2回 (各200名程度)
		認知症多職種協働研修講師養成研修	多職種協働研修の講師として必要な多職種協働の理論、研修の企画、講義のポイント、演習の進捗方法等に関する研修を実施	認知症地域支援推進員 認知症疾患医療センター職員 等	1回 (80名程度)
		島しょ地域の認知症対応力向上研修	各島を訪問し、各島の地域特性に応じた認知症支援の知識等に関する研修を実施	島しょ地域の医療職、介護職、行政関係者等	3町村
		島しょ地域等認知症医療サポート事業	島しょ地域等の医療従事者等に対し、①認知症の診断及び治療等に係る相談支援、②認知症初期集中支援チームの活動支援を実施	島しょ地域及び認知症疾患医療センターを設置していない町村 ※認知症疾患医療センターを設置していない町村への支援は、令和元年度から開始。	1町村あたり 原則6回以内
	都内の認知症ケアに携わる医療専門職等の認知症対応力向上に向けた取組	地域拠点型認知症疾患医療センターが実施する研修への支援	地域拠点型認知症疾患医療センターが実施する地域の医療従事者等向け研修のテキスト・教材等を提供	-	-
		認知症疾患医療センターの活動への支援	情報交換ツールの運用等 (平成30年度まで)	-	-

取組内容 <平成27年度～29年度>

※事業名は、「認知症支援推進センター設置事業」

位置付け	取組		
都における認知症ケアに携わる医療専門職等の研修の拠点	研修会の開催	認知症サポート医等フォローアップ研修	
		認知症疾患医療センター相談員研修	
		認知症支援コーディネーター等研修	
		島しょ地域の認知症対応力向上研修	
	地域拠点型認知症疾患医療センターが実施する研修の支援及び評価検証	かかりつけ医・認知症サポート医フォローアップ研修ワーキンググループ	
		看護師等認知症対応力向上研修ワーキンググループ	
		認知症多職種協働研修ワーキンググループ	
		地域拠点型認知症疾患医療センターが実施する研修への支援(テキストの提供等)	
	認知症疾患医療センター運営事業等の評価検証	認知症アウトリーチ事業・認知症支援コーディネーター事業の分析	
	都内の認知症ケアの質の向上等に向けた取組	認知症疾患医療センターの活動への支援(情報交換ツールの運用等)	
		関係団体が実施する研修への協力	

島しょ地域の認知症対応力向上研修(平成26年度～)

【対象】

島しょ地域の医療・介護専門職、行政職員、住民等

【事業内容】

認知症支援推進センターの認知症専門医・精神保健福祉士等の専門職が、島しょ地域の町村を訪問し、各島の地域特性に応じた研修等を実施する。

【研修等の実施内容】

- (1) 認知症の知識・技術の習得に関する講義・演習
 - (2) 住民向けの講演会・相談会
 - (3) 認知症対策等に関する意見交換会等
- ※ 平成29年度から、「島しょ地域における認知症初期集中支援チーム員研修」を兼ねて実施することも可としている。

【実績】

年度	訪問町村		
平成26年度	5町村	大島町、八丈町、三宅村、新島村、小笠原村	1周目
27年度	4町村	利島村、神津島村、青ヶ島村、御蔵島	
28年度	4町村	三宅村、大島町、八丈町、新島村	2周目
29年度	5町村	利島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村	
30年度	3町村	大島町、新島村、三宅村	3周目
令和元年度	3町村	八丈町、神津島村、小笠原村	
2年度	(調整中)		

※平成26年度は、「島しょ地域の認知症対応力向上に向けた支援事業」として実施。

島しょ地域等認知症医療サポート事業(平成30年度～)

【対象】

島しょ地域・認知症疾患医療センターを設置していない町村
(※認知症疾患医療センターを設置していない町村への支援は、令和元年度から開始。)

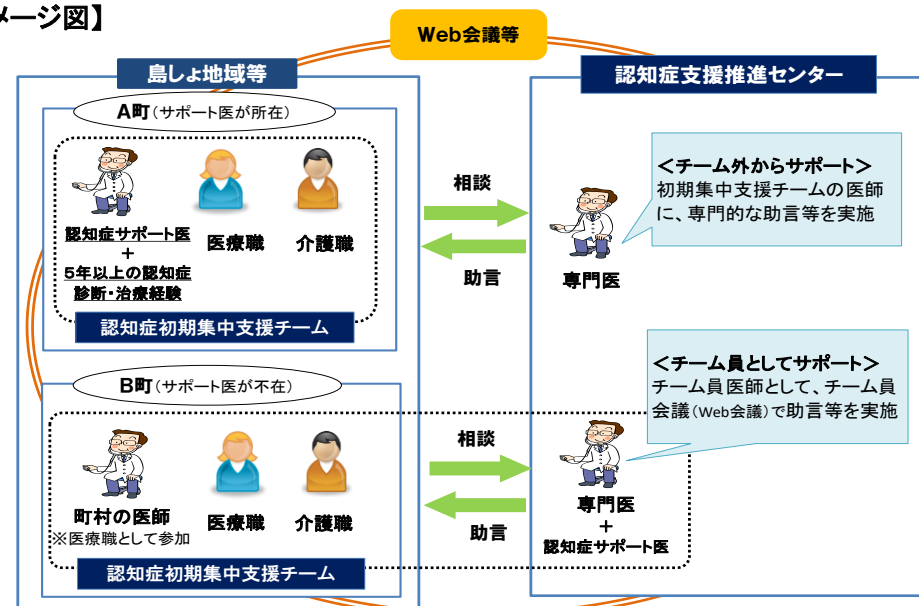
【事業内容】

- 認知症支援推進センターに配置する認知症専門医等が、島しょ地域及び認知症疾患医療センターを設置していない町村の医療従事者等に対し、下記の支援を行う。
- (1) 認知症の診断及び治療等に係る相談支援
 - (2) 認知症初期集中支援チームの活動支援
- ※ 町村内でチーム員医師(認知症サポート医)を確保できない場合、認知症支援推進センターの認知症専門医がチーム員医師として参画。
(町村の医師は、原則として、医療職のチーム員として参加)

【実施方法】

チーム員会議は、Web会議により開催。
(本事業専用の会議アカウントを交付、1町村あたり原則6回以内)

【イメージ図】



* 島しょ地域等は医療資源が少なく、認知症疾患医療センターが整備されていないため、島しょ地域等における認知症の人と家族を支える体制の充実を図ることを目的として上記2事業を実施。

平成 29 年度 認知症サポート医フォローアップ研修の他県実施状況

(平成 30 年度 関東甲信越静福祉主管課長会議 情報共有資料より)

自治体名	実施状況	自治体名	実施状況
茨城県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医養成研修修了者及び平成 29 年度受講予定者（研修対象者 94 名）</p> <p>2 研修内容（計 115 分） (1) 高齢運転者対策の推進状況について（15 分） 茨城県警察本部交通部運転免許センター管理官 (2) 日立市の認知症初期集中支援チームの実践（50 分） 日立市高齢福祉課地域包括支援センター職員 (3) 茨城県つくば市でのかかりつけ医認知症サポート医の実践（50 分） つくば市の認知症サポート医</p> <p>3 実施回数 1 回（受講者 23 名）</p> <p>4 実施方法 県の運営により実施</p>	栃木県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医養成研修を受講した医師及び栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクター）</p> <p>2 研修内容（計 120 分 ※質疑応答等を含む） (1) 本県の認知症施策等について説明（30 分） (2) 各医療圏域内の認知症疾患医療センターの医師による認知症の診断・治療及び症例等について講演（90 分）</p> <p>3 実施回数 6 回（県内 6 箇所で開催し 110 名参加）</p> <p>4 実施方法 一般社団法人栃木県医師会への委託により実施</p> <p>5 その他 平成 28 年度から、認知症サポート医養成研修を受講した医師等を「栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクター）」として登録・周知している。</p>
群馬県	<p>1 研修対象者 サポート医養成研修受講者 52 名、認知症看護認定看護師 39 名 計 91 名</p> <p>2 研修内容（時間配分や講師等）日曜日：13：30～16：30（計 180 分） 【行政説明】 県地域包括ケア推進室（20 分） 【講演】 病院勤務者の認知症対応力向上研修内容の伝達（70 分） 「認知症の対応力向上のために」：医師会推薦医師 「認知症のケアの基本と連携について」：看護協会推薦看護師 【グループワーク】 各地域の病院勤務職員の認知症への対応力向上のため、地区ごとに分かれてグループワーク（70 分） 県医師会理事、講演担当の医師・看護師、県地域包括ケア推進室</p> <p>3 実施回数 1 回</p> <p>4 実施方法 県の運営により実施</p> <p>5 その他 平成 29 年度については、地域のサポート医及び認知症看護認定看護師に平成 30 年度から「病院勤務者の認知症対応力向上研修」を担っていただくことを目的に、伝達研修及びグループワークを行った。</p>	千葉県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医及び地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・立案等に協力している医師、その他地域において認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師</p> <p>2 研修内容（時間配分や講師等） 第 1 回 運転免許証の診断書に関わる法施行後の動向について（90 分） 認知症疾患医療センター長・かかりつけ医 第 2 回 抗認知症薬の使い方・BPSDへの対応、認知症サポート医の活動報告（120 分） 認知症疾患医療センター長・認知症サポート医 第 3 回 認知症高齢者への対応（90 分） 認知症の人と家族の会神奈川支部代表（医師） 第 4 回 認知障害と自動車運転、地域からの問題ケースの検討（120 分） 専門医・認知症サポート医</p> <p>3 実施回数 4 回（合計 143 名参加）</p> <p>4 実施方法 公益社団法人千葉県医師会への委託により実施</p>
埼玉県	埼玉県及びさいたま市では、認知症サポート医フォローアップ研修は現在実施していない。		

自治体名	実施状況	自治体名	実施状況
神奈川県	<p>(平成30年度から事業開始) ※記載内容は平成30年度実施予定の内容</p> <p>1 研修対象者 県域認知症サポート医(指定都市は除く)90名及び、今後認知症サポート医として受講予定者等</p> <p>2 研修内容(時間配分や講師等) (計120～180分程度) 有識者1～2名程度(認知症疾患医療センター長及び学識経験者等予定)による講義及び情報交換(グループワーク)</p> <p>3 実施回数 1回</p> <p>4 実施方法 平成30年度から新たに県医師会への委託により実施</p>	山梨県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医 市町村の初期集中支援チーム員等(平成29年度)</p> <p>2 研修内容(計90分) (1) 事例紹介 認知症初期集中支援チームの取り組み(2市) 事例報告者 2市のサポート医 (2) 報告 改正道路交通法による高齢者運転者対策の実施状況について 県警担当課長補佐</p> <p>3 実施回数 1回</p> <p>4 実施方法 県医師会への委託により実施</p>
長野県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医及び認知症相談医 (本県主催「かかりつけ医認知症対応力向上研修」受講終了者)</p> <p>2 研修内容(計130分) 有識者2名(長野県健康福祉部保健・疾病対策課長、認知症介護研究・研修センター長)による講義</p> <p>3 実施回数 1回</p> <p>4 実施方法 平成29年度までは外部委託、平成30年度から県の運営により実施</p>	新潟県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医及びかかりつけ医認知症対応力向上研修受講修了者</p> <p>2 研修内容(計180分) テーマ「認知症と運転免許」 ・レクチャー：改正道路交通法への対応(新潟大学医師、認知症サポート医) ・情報提供：道路交通法改正後の認知機能検査等の状況(県警) ・症例検討：アナライザーシステムを活用し、出席者の意欲を促した。(認知症サポート医3名) ・全体討議</p> <p>3 実施回数 1回</p> <p>4 実施方法 県の運営により実施</p> <p>5 その他 平成30年度からは、医師同士や医師と介護との連携がより図られるよう地域機関の実施も可能とし、開催回数を1回から4回に増やして実施する予定</p>
静岡県	<p>1 研修対象者 認知症サポート医、オブザーバーとして認知症疾患医療センター職員、地域包括支援センター職員、市町行政職員</p> <p>2 研修内容(計210分) (1) 開会挨拶、趣旨説明(静岡県医師会、静岡県長寿政策課)(10分) (2) 行政報告(静岡県長寿政策課)(10分) (3) 講演(国立長寿医療研究センター)(60分) (4) 事例報告2事例(県内の地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター)(30分) (5) グループワーク・発表(90分) (6) 講評・まとめ(10分)</p>		<p>3 実施回数 1回</p> <p>4 実施方法 静岡県医師会への委託により実施</p> <p>5 その他 平成29年度から地域の認知症サポート医の模範となるリーダーを養成することを目的に認知症サポート医リーダー養成研修」として実施している。</p>

認知症支援推進センター運営事業実施要綱

26 福保高在第928号
平成27年3月24日
一部改正 29 福保高在第1117号
平成30年2月22日
一部改正 30 福保高在第1223号
平成31年3月7日

第1 目的

認知症支援推進センター（以下「センター」という。）は、今後急増が見込まれる認知症高齢者等を地域で支える支援体制を構築するため、認知症ケアに携わる医療専門職や、区市町村において指導的な役割を担う人材等を育成することにより、都内全体の認知症対応力の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は事業の実施に当たり、医療従事者等の認知症対応力向上に係る取組の実績を有し、本事業を効果的かつ円滑に実施することができると思われる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

第3 事業内容

センターは、医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として、以下の事業を実施する。

1 医療従事者の認知症対応力向上に向けた支援

(1) 認知症医療従事者向け支援検討会の開催

認知症ケアに携わる専門職の認知症対応力の向上に必要な支援内容について検討を行う。

(2) 認知症サポート医フォローアップ研修

都内の認知症サポート医のスキルアップ及び活動の促進を図るため、認知症の診断・治療技術及び地域連携等に係る研修を実施する。

(3) 認知症疾患医療センター職員研修

東京都認知症疾患医療センターの相談員及び臨床心理技術者等のスキルアップ並びに相互の情報交換、連携の促進を図るための研修を実施する。

2 区市町村における認知症支援体制の構築に向けた支援

(1) 認知症地域対応力向上研修

区市町村において、認知症の人への支援に携わる専門職の支援技術等の向上を図るための研修を実施する。

(2) 認知症多職種協働講師養成研修

区市町村において、地域の実情に応じ認知症多職種協働研修を実施することができるよう、認知症多職種協働研修の講師を養成する。

(3) 島しょ地域等認知症医療サポート事業

島しょ地域等の医療従事者等に対し、認知症に関する専門的見地から指導及び助言等を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動支援を実施する。

(4) 島しょ地域の認知症対応力向上研修

島しょ地域の医療従事者、介護従事者、行政職員及び地域住民等に対し、各島の地域特性に応じた研修等を実施する。

3 都内全体の医療専門職等の認知症対応力向上に向けた取組

上記1及び2のほか、都内全体の認知症ケアに携わる医療専門職等の認知症対応力の向上を図る上で必要な取組を行う。

第4 関係機関との連携

センターは、上記第3に定める事業の実施に当たり、東京都認知症疾患医療センター、医師会、区市町村の関係部署その他関係機関等と十分に連携し、円滑な事業の運営を図るものとする。

第5 経費の負担

- (1) この要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と受託者との間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。
- (2) 研修の開催に当たって、受講者の研修会場までの旅費その他受講に際して要した経費については、受講者が負担するものとする。

第6 実施体制

センターには、事業の管理運営に必要な職員を置くものとする。

なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、認知症高齢者等の医療や介護に関して知識・経験を有する職員を配置するものとする。

第7 事業実施に当たっての留意事項

- (1) センター職員は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定等を踏まえ、研修受講者に関する情報や、支援対象者及びその家族の

個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経費とを明確に区分するものとする。

(3) 受託者は別に定めるところにより、事業の実施状況を都に報告するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日29福保高在第1117号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日30福保高在第1223号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

(別添)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 「(2) 認知症サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修修了後には(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医として必要な、

- ア かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
 - イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術
- などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

- ア 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。
- イ 実施主体の長及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

- ア 実施主体の長は、認知症サポート医が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- イ 実施主体の長は、本研修修了者について、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」及び地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）のうち認知症総合支援事業等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

2 認知症サポート医フォローアップ研修

(1) 目的

本研修事業は認知症サポート医等が、認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図ること、また、本研修の機会を活用し、地域における認知症サポート医等の連携強化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

認知症サポート医及び地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修等の企画・立案等に協力している医師、その他地域において認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師として実施主体の長が適当と認めた者とする。

(4) 研修内容

地域における医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築という認知症サポート医の役割を適切に果たすための研修内容とする。

(例)

- ・ 認知症の診断・治療・ケア・連携等に関する最新の知識の講義
- ・ 診断・治療等の対応が困難であった症例の検討

- ・ 地域において認知症の人を支援する資源（地域包括支援センター、介護サービス事業所、認知症サポーター、認知症の人やその家族を支援する組織など）等に関するグループ討議 等

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱で定めるものとする。

(6) その他

ア 実施主体の長は、本事業の企画・立案・実施に当たっては、認知症フォローアップ研修の企画及び実施に関する研修を修了した医師等を中心として、各都道府県医師会・指定都市医師会・認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、本事業実施要綱第1の1（8）イと同様、本研修修了者を地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

(様式1)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を 修了したことを証します
平成 年 月 日
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長 ○ ○ ○ ○

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記1)に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(別記1) 標準的なカリキュラム

		研 修 内 容
I 「かかりつけ医の役割」編 (30分)	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医ができることを理解する
	到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症であることに気づき、受け入れることができる 2 必要に応じ専門機関を含めた他の医療施設を紹介できる 3 日常的な管理（認知症に対する治療薬の管理を含む）を行う 4 必要なサービスを把握しそこに家族をつなぐことができる 5 家族の負担を理解し、経過の説明ができ、不安を軽減できる 6 家族に、望まれる対応・すべきでない対応を指導できる
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医とは ・早期発見・早期対応の意義 ・かかりつけ医に期待される役割 ・認知症高齢者の現状 ・認知症施策の方向性について
II 「診断・治療」編 (90分)	ねらい	認知症診断・治療の原則を理解する
	到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の初期症状や日常生活上の行動の変化を説明することができる 2 認知症の診断の方法と手順を説明することができる 3 認知機能障害への薬物療法、行動・心理症状（BPSD）に対する対応の原則を説明することができる 4 治療開始にあたって、本人・家族への対応・支援のポイントを理解している
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の診断基準（DSM） ・認知機能障害と行動・心理症状（BPSD） ・家族が最初に気づいた日常生活の変化 ・認知症初期の発見のポイント ・MCIの人への対応 ・認知症の問診とアセスメント ・認知症と間違えやすい症状 ・認知症の治療とケア ・認知症の説明（告知）と法的な取扱い

III	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する
	「連携と制度」編 到達目標	1 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ医の役割について理解する 2 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護の仕組みの概要を説明することができる
	(90分) 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の意義と実際 ・認知症の人への支援体制 ・若年性認知症の特徴と現状 ・認知症の人と運転 ・認知症と成年後見制度 ・地域啓発のポイント

(様式2)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
<p>あなたは厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上研修を 修了したことを証します</p>
平成 年 月 日
実施主体の長 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

東京都認知症地域医療推進事業実施要綱

	18 福保高在第 202 号 平成 18 年 7 月 14 日
一部改正	20 福保高在第 182 号 平成 20 年 6 月 23 日
一部改正	21 福保高在第 103 号 平成 21 年 6 月 4 日
一部改正	21 福保高在第 178 号 平成 21 年 12 月 7 日
一部改正	22 福保高在第 335 号 平成 22 年 10 月 13 日
一部改正	23 福保高在第 152 号 平成 23 年 7 月 8 日
一部改正	27 福保高在第 191 号 平成 27 年 6 月 19 日

1 目的

認知症の人が在宅での生活を継続するために重要な役割が期待されるかかりつけ医（主治医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術、認知症の人や家族への対応を習得させることにより、地域における認知症の人への支援体制の充実を図る。

2 認知症サポート医養成研修

(1) 事業内容

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医（以下「サポート医」という。）を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

(2) サポート医の役割

サポート医は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他のサポート医との連携体制の構築
- イ 各地区医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 東京都医師会及び各地区医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は東京都とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

東京都知事（以下「知事」という。）が、東京都医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし、適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師

イ 「（２）サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後には「（２）サポート医の役割」を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

サポート医として必要な下記の内容などの修得に資するものとする。

ア かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術

イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地区医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(6) 受講の手続等

受講の手続等は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが定める研修要綱に基づき行う。

(7) 修了証書の交付等

ア 研修修了者に対する修了証書は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長が交付するものとする。

イ 知事及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

ウ 知事は、研修修了者の情報について、東京都医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者の氏名、勤務（開業を含む。）している医療機関等の名称、所在地及び電話番号等を記載したリストを作成し、東京都が運用するホームページを活用して、そのうちの全部又は一部を公開することとする。

エ 知事は、ウで作成したリストを、地域の連携促進を図るために東京都医師会に、また、区市町村が作成・配布する広報誌・印刷物等への掲載などを可能にするために区市町村に情報提供し、都内の認知症の人及び家族等の利便性向上を図るものとする。

(8) その他

- ア 研修参加者は、旅費、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等に係る実費相当分について負担するものとする。
- イ 知事は、研修受講費用について、必要に応じて研修参加者に負担させることができるものとする。
- ウ 知事は、サポート医が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- エ 知事は、本研修修了者について、認知症施策推進事業等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 7月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。